

金融円滑化に関する基本方針

- (1) 当行は、お客さまからの新たな借入や貸付条件の変更等のお申込み等に対して適切に審査するよう努めます。
また、貸付条件の変更等を行なった後の新たな借入等のお申込みに対しても同様といたします。
- (2) 当行は、お客さまに対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組みに対する支援をお客さまの立場に立って適切に行なうよう努めます。
- (3) 当行は、お客さまの事業価値等を適切に見極めるよう、金融円滑化管理に関する当行役職員の能力向上に努めます。
- (4) 当行は、お客さまからの新たな借入や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対するお客さまへの説明を適切かつ十分に行なうよう努めます。
なお、お客さまのお申込をやむを得ずお断りする場合も同様といたします。
- (5) 当行は、お客さまからの新たな借入や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対するお客さまからの問い合わせ、ご相談、ご要望 並びに苦情への対応を適切かつ十分に行なうよう努めます。
- (6) 当行は、「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会)に基づき、経営者保証の取扱いについて適切な対応に努めます。
- (7) 当行は、お客さまからの貸付条件の変更等のお申込み、特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。)がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図るよう努めます。
- (8) 当行は、お客さまの事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するにあたって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図るよう努めます。
- (9) 当行は、お客さまから事業再生ADR手続の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者(事業再生ADR解決事業者)より、当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決に向け適切に対応いたします。
- (10) 当行は、地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めがあった場合は、できる限り、これに応ずるよう努めます。
- (11) その他、金融仲介機能を積極的に発揮するために必要な体制の確保に努めます。

以 上